

競争ルールの検証に関するWG（第51回）

1 日時 令和6年1月29日（月）10:01～10:57

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、
安西消費者契約適正化推進室長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは皆さん、おはようございます。今日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ、第51回を開催したいと存じます。

本日は大橋構成員から、御都合のため出席できないとの御連絡をいただいております。

では、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただけますよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。なお、チャット欄は構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり、見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合にも、チャット機能を御活用いただければと思います。以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは早速、議事に入りたいと思います。本日は、今後の検討の進め方について事務局から説明をいただいた後、意見交換を行いたいと考えています。それでは事務局から、資料に基づいて御説明、よろしくお願いたします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日の資料は、資料51-1と参考資料がございます。参考資料は第49回、第50回会合の追加質問への回答となっておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料51-1に基づき、今後の検討の進め方を御説明します。1ページ目を御覧ください。目次でございます。11月7日公表のモバイル市場競争促進プラン等を踏まえ、これまで議論やヒアリングを3回実施しておりますので、1でその主な意見をまとめているところでございます。その上で、2で今後の検討の進め方をまとめております。

3ページ目から16ページ目までは、これまでの主な意見を取りまとめたものでございます。説明は割愛させていただきますので、御参照ください。

それでは、ページ飛びまして、17ページ目を御覧ください。今後の検討の進め方のうち、ネットワーク利用制限についてでございます。18ページ目を御覧ください。ネットワーク利用制限についてです。ネットワーク利用制限とは債務不履行の端末、盗難等の犯罪行為で入手された端末、不正契約で入手された端末、補償サービスにより補償対象となった旧端末に該当する端末について、キャリア側で通信や通話の利用を制限するものであり、キャリアの自主的な取組として実施しているものでございます。

19ページ目を御覧ください。RMJが中古端末事業者に実施したアンケート調査によれば、ネットワーク利用制限の在り方が最も大きな課題として挙げられており、中古端末市場の発展の大きな阻害要因とされております。特に、債務不履行の端末が問題とされているということでございます。中古端末に対しネットワーク利用制限が行われた場合は、中古端末事業者から購入した新たな所有者が通信料金を適切に支払っていたとしても、前の所有者の瑕疵により通信通話ができなくなることがあります。

21ページ目を御覧ください。端末の所有権等に関してまとめております。分割支払中の端末であっても、端末を割賦販売契約した場合、キャリアの契約約款により、端末の所有権を端末の引渡し時に購入者に移転しておりますので、その端末を中古端末事業者に販売することは、法令の制限内においては問題になりません。当該中古端末を新たに購入した人は、端末を使用する権利を有しているところでございます。ただ、ネットワーク利用制限と所有

権に関する過去の裁判例がございますが、端末を購入しても別途通信契約を結ばないと通信契約はできないため、通信の利用を制限するネットワーク利用制限が端末の所有権を侵害しているとは言えないと判決された事例がございます。競争WGでは、このような所有権とは別に、電気通信事業法の観点を中心に、別途議論する必要があると思っているところでございます。

22ページ目は21ページ目の参考でございます。

23ページ目を御覧ください。中古端末に対するネットワーク利用制限の件数です。RMJが中古端末事業者に実施したアンケート調査によれば、中古端末に対し年間約6,900件のネットワーク利用制限が実施されているとのことでございます。なお、当該調査の有効回答は19社のうち16社でございまして、大手小売業者から回答が得られなかったケースもあるため、実際のネットワーク利用制限の件数はアンケート調査の数字を上回る見込みだと考えられます。また、下のグラフを御覧いただければと思いますが、中古端末の販売台数は、昔は非常に少なかったですが、増加している状況でございます。今後、ネットワーク利用制限により、中古端末利用者が通信料金を適切に払っているにも関わらず、前の所有者の瑕疵により、唐突に通信・通話の利用ができなくなるケースが増加する可能性がございます。

24ページ目を御覧ください。ネットワーク利用制限の有効性についてでございます。ネットワーク利用制限は、制限を実施したキャリアのネットワークを利用できなくするものであり、他キャリアのネットワークは利用可能ですし、また、海外キャリアでも利用できます。この点、他キャリアのネットワークを利用させないSIMロック端末が前提だった時代では、ネットワーク利用制限とSIMロックを組み合わせることにより、ネットワーク利用制限が実施された端末の利用を防ぐことが可能でした。

他方、2021年のSIMロックガイドラインの改正により、SIMロックは2023年10月1日以降、完全に廃止されたところでございます。このため、SIMロックが完全廃止となった現在においては、ネットワーク利用制限が実施された端末であっても、国内の他キャリアや海外であれば利用することが可能でありますので、ネットワーク利用制限により端末の利用を防ぐことは、従来と比較すると困難になっているとも考えられます。

25ページ目を御覧ください。電気通信事業法の御紹介でございます。電気通信事業法では電気通信事業者等の業務の方法等が不適切に行われていると認めるときは、利用者の利益や公共の利益を確保するために、業務改善命令を行うことができます。例えば、電気通信

役務の提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるときに、業務改善命令を行うことが可能でございます。また、事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達、または国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときに、業務改善命令を行うことが可能であるとされているところでございます。

26ページ目を御覧ください。ネットワーク利用制限に関する今後の検討の方向性でございます。ネットワーク利用制限は中古端末を購入した者が通信料金を適切に支払っていた場合であっても、中古端末の元の所有者の瑕疵により通話・通信が利用できなくなるものでございます。通話・通信が国民生活に必要な不可欠なものであることを踏まえれば、利用者の利益等を確保するため、ネットワーク利用制限が許されるケースは極力限定することが必要であると考えられます。このため、ネットワーク利用制限の必要性について検討を行い、当該手段が最小限の手段と認められるかどうかを検討する必要があります。以上のことから、実際に実施しているキャリアに対し、必要性や他の手段での代替可能性等をヒアリングすることとしているところでございます。ヒアリング項目は①から⑤を考えているところでございます。

続きまして、27ページ目を御覧ください。端末の下取りサービスについてでございます。

28ページ目を御覧ください。キャリア4社の端末下取りサービスでは、ホームページ上で良品の場合、良品でない場合の下取り金額や査定基準を公表しているところでございます。一方、郵送で端末下取りを行う場合、キャリアの査定の結果、利用者の想定と異なり良品でない場合と査定され、安い金額で下取りを行うこととなっても、キャンセルできない運用となっているところでございます。店頭で査定する場合はキャンセル可能でありますし、キャリアは別途下取り不可の基準も公開しており、当該基準に該当する端末が郵送で送られてきた場合は、郵送で端末を返却する運用としているところでございます。

また、利用者は良品に該当すると判断していたが、キャリアの査定の結果良品でないと査定されているケースは、存在しているところでございます。他方、第50回の競争WGでのRMJの回答によれば、中古端末事業者によっては、郵送の場合でも、査定の結果、利用者の想定と異なる査定となった場合はキャンセルできる運用としているとのことでございました。

29ページ目を御覧ください。端末下取りサービスの今後の検討の方向性についてです。キャリアは査定基準等を公表しておりますが、端末買取り額に関し、利用者の認識と査定結果に齟齬が生じているケースは存在していること、他の中古端末事業者ではこのような場

合にキャンセルできる運用をしていることを踏まえれば、利用者視点に立てば、郵送の場合であったとしても、キャリア4社も、齟齬が生じた場合はキャンセル可能とすることが望ましいと考えられます。

このため、キャリアに対し、これまでの競争WGでの議論を踏まえ、運用の改善等を行う予定があるのか等について、ヒアリングを行うこととします。なお、運用の改善等を行う予定があるキャリアに対しては進捗を確認していくこととし、運用の改善を行う予定がないキャリアに対しては、当該キャリアに対し更なる詳細なヒアリングを行うことを検討していくと考えております。ヒアリング項目案は①、②を考えております。

続きまして、30ページ目を御覧ください。不良在庫端末特例についてでございます。

31ページ目を御覧ください。端末割引上限規制に関し、令和5年省令改正の概要でございます。1円端末販売等につながる過度な割引を規制し、転売ヤー等を防止するため、割引額の上限を2万円から原則4万円にするとともに、白ロム割を規制対象としているところでございます。

32ページ目を御覧ください。端末割引上限規制には不良在庫に関する割引上限の特例が適用されます。具体的には、製造が中止されてない端末については、最終調達日から24か月経過した場合、対照価格の半額、製造が中止された端末については、最終調達日から12か月経過した場合、対照価格の半額、24か月経過した場合は、対照価格の8割となっております。端末割引の基点となる端末の価格は、最終調達価格以上である必要があるところ、例えば製造が中止された端末については新たに調達を行うことが困難になるため、最終調達価格は変わらず、経年によって端末の市場価格が低下しても対照価格は変わらないこととなります。

33ページ目を御覧ください。不良在庫端末特例に関する今後の検討の方向性です。現行の特例では、端末が経年により市場価値が低下しているにもかかわらず、端末の販売価格を低下させることができないため、市場価値に合わせるができないことや、また、在庫を処分させることが困難になっている状況であること等を踏まえれば、特例の見直しを検討することは一定の妥当性があると考えられます。このため、不良在庫端末特例の見直しについて、キャリア、販売代理店に対しヒアリングを行うこととします。ヒアリング項目案は①、②を考えております。

34ページ目を御覧ください。ミリ波対応端末に関してでございます。

35ページ目を御覧ください。移動通信システムは約10年ごとに進化を続け、携帯電話

の利用ニーズもコミュニケーション手段から生活基盤、あらゆる産業・社会活動の基盤へと拡大を続けております。

36ページ目を御覧ください。移動通信トラフィックが急増しており、直近10年間で約15.4倍になっております。また、5Gサービス開始から約3年間で約1.8倍に増加しているところでございます。

37ページ目を御覧ください。クアルコムジャパンの発表資料によれば、米国では2025年、通信トラフィックはSub 6のみで賄えるキャパシティを超える予想がされているとのことでございます。

38ページから40ページ目は、5Gビジネスデザインワーキンググループの報告書から抜粋したものでございます。

38ページ目を御覧ください。報告書では、5Gが果たす役割は大きいですが、インフラ整備、機器・端末、ユースケースが、それぞれ鶏と卵の関係となっている。特にこの関係はミリ波等の高い周波数において傾向が顕著である。今後も大幅な増加が見込まれるトラフィックや、将来的な新サービスに対応するためには、このような周波数帯の活用は必須であるとの指摘も多いとされているところでございます。

39ページ目を御覧ください。報告書では、ミリ波の利用に係る動向について、増加を続けるトラフィックへの対応、5Gの特徴を生かしたサービスを実現する観点から、広い帯域幅を確保できるミリ波が果たす役割は大きいとされているところでございます。また、ホットスポット等に戦略的にミリ波を置局することができれば、高い経済・エネルギー効率性でネットワークを構築することが可能とし、また、各国の携帯電話事業者において今後注力する周波数帯として、ミリ波の存在感が高まっているとされているところでございます。

40ページ目を御覧ください。報告書では5Gビジネス拡大の意義について、多くの国民は5Gの特徴による利便性を実感できていない状況にあり、今後、2020年代後半にかけて、国民が5Gの利便性を実感できる形で社会に実装させていくことが重要とされているところでございます。また、ミリ波等の高い周波数帯については、今後一層注力すべき分野であるともされているところでございます。

41ページ目を御覧ください。移動通信トラフィックが急増している状況を踏まえると、大容量通信が重要となりますが、大容量通信の実現は主に周波数幅に依存するところでございます。周波数幅を広く確保するためには、高い周波数帯の活用が重要であります。割り当てた周波数幅の半分以上はミリ波が占めている状況でございます。今後も増加が予想さ

れるトラヒックや将来的な新サービスに対応し、電気通信事業が多種多様なサービスとしてより良質なものとして提供されるためには、帯域幅の広いミリ波を含む周波数帯を活用した、健全な競争の実現が重要です。

42、43ページ目は5G端末の発売状況です。ミリ波対応端末の割合は約2割であり、また、高価格端末、10万円以上の割合は約9割となっているところでございます。

44ページ目を御覧ください。ミリ波対応端末の販売台数割合は約4.2%であり、ミリ波対応端末が普及しているとは言い難い状況です。

45ページ目を御覧ください。現在の端末割引上限の算出方法についてでございます。端末割引上限の設定については、平均的な利用者1人の通信料収入から得られることが期待される利益の範囲内の利益提供を認めることとし、具体的には「ARPU×営業利益率×端末の平均使用年数」で算出されております。

46ページ目を御覧ください。総務省が実施した利用者意識調査では、ミリ波対応端末ユーザーのARPUと利用者全体のARPUを比較すると、約1.32倍の差がありました。

47ページ目を御覧ください。ミリ波対応端末に対する今後の検討の方向性でございます。我が国の経済社会に5Gが果たす役割は大きいですが、特にミリ波では鶏と卵の関係となっており、十分進展しているとは言えない状況です。他方、今後も増加が予想されるトラヒックや新サービスに対応し、電気通信事業が多種多様なサービスとしてより良質なものとして提供されるためには、ミリ波を含む幅広い周波数を活用した健全な競争の実現が重要です。

このような状況を踏まえれば、鶏と卵の状況を打破するために、ミリ波対応端末の普及の後押しが重要であると考えられます。また、ミリ波対応端末のユーザーのARPUが高いことを踏まえると、従来の割引上限規制の算出方法に鑑みても、その見直しを検討することは一定の妥当性があるとも考えられます。以上を踏まえて、ミリ波対応端末についてキャリア販売代理店へヒアリングを行うこととします。ヒアリング項目は①から④を考えているところでございます。

48ページ目を御覧ください。続きまして、競争を一層促進させるための実効性の高い対策についてでございます。指定対象事業者の見直しについてです。

49ページ目を御覧ください。事業法第27条の3の規律対象となる事業者については、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者は競争環境に及ぼす影響が少ないため、利用者数のシェアが総務省令に定める割合を超えない事業者は除くこととしているところでござ

います。なお、これを総務省令で定めることとしたのは、競争環境に一定の影響を及ぼし得るか否かの判断は市場の状況、経緯等を踏まえて柔軟に決定することが適当と考えられたからです。

50 ページ目を御覧ください。基準のこれまでの考え方でございます。制定当初は省令においてMVNOに関する基準、シェア0.7%のみを定めていました。このため、MNOはシェアに関係なく全事業者が規律の対象となっていたところでございます。理由としましては、省令制定時、MNOは周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争への影響が少ないとは考えられないとされたことがございます。

基準については、令和5年に省令改正を行っておりまして、MVNOに関する基準は0.7%から4%に変更しております。理由としましては、MVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しており、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられたからでございます。なお、MNOについては議論を行っておらず、基準は変更していないため、変わらず全事業者が対象となっております。

51 ページ目を御覧ください。令和5年省令改正によりMVNOの基準が0.7%から4%に変更されたため、対象事業者からI I J、オペレータが除かれたこととなりました。

52 ページ目を御覧ください。移動電気通信役務の事業者シェアでございます。移動電気通信役務とは法人相対契約等を除いたものでございまして、コンシューマー向けの携帯電話サービス等をイメージしていただければと思います。移動電気通信役務のシェアについては、MNO3社の合計は9割を超えているところでございます。また、MNO3社の合計シェアは2022年度に拡大しているところです。楽天モバイルとMVNOのシェアは約4%であり、楽天モバイルのシェアは2022年度に縮小しております。

53 ページ目は御参考でございます。

54 ページ目を御覧ください。SIMロック端末の状況でございます。従来、販売端末に対し自社の周波数を用いたネットワーク以外を利用できなくする、SIMロックが一般的でありましたが、現在は完全廃止されているところでございます。

55 ページ目から57 ページ目は楽天モバイルが発表した資料を、参考で載せております。

58 ページ目を御覧ください。通信料金の消費者物価指数について、直近では上昇傾向であり、1年間で約11%上昇しているところでございます。

59 ページ目を御覧ください。乗換え手数料等でございますが、他事業者への乗換え費用

について、ドコモ・KDDI・ソフトバンクは店頭手続の費用を3,000円から3,500円に上昇させておりますが、楽天モバイルは0円を維持しているところです。

60ページ目を御覧ください。指定対象事業者の見直しに関する今後の検討の方向性です。基準制定時、MNOは販売端末に対し自社の周波数を用いたネットワーク以外を利用できないようにするSIMロックをかけており、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用することが、端末販売を誘因とする役務の競争に与える影響が大きかったところがございます。他方、SIMロックが原則廃止されたことにより、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用することが競争に与える影響は低下しているとも考えられます。

このような状況を踏まえれば、指定対象事業者の範囲について、MNOについても周波数の割当てを受けていることのみをもって判断するのではなく、利用者数のシェアが相対的に小さいものについては寡占市場の形成を抑制し、適正な競争環境を確保するために適用除外とすることを検討することは、一定の妥当性があるとも考えられます。このため、指定対象事業者の範囲の見直しについて、キャリア、MVNOへヒアリングを行うこととします。ヒアリング項目案は①から③を考えているところでございます。

61ページ目を御覧ください。最後になりますが、その他でございます。

62ページ目を御覧ください。対象役務、通信モジュールについてでございます。事業法第27条の3では、適正な競争関係を確保する必要があるサービスを規制対象として告示で指定しており、携帯電話サービス等と競争環境が異なり、潜脱的な行為のおそれがないサービスは規制対象から除外することとしており、通信モジュール向けの通信サービスは規制対象から除外されているところでございます。

その点、一般的に通信モジュール向けの通信サービスとは主たる機能、使用する場所・場面等が相当程度特定されているもの等であると考えられるところ、現行の告示では通信モジュール向けの通信サービスを機能が限定的なものとしているため、使用する場所・場面等が相当程度特定されていたとしても、機能が限定的でないものは規律の対象と解釈されるおそれがあります。

63ページ目を御覧ください。現行の役務指定告示では、通信モジュール向けの通信サービスの定義を機能が限定的なものにしているところでございますが、これらのうち使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合、携帯電話サービス等と競争環境が異なり、潜脱的な行為のおそれがないサービスとも考えられるところでございます。このため、通信モジュールの指定対象役務に関して、キャリア、MVNOへヒアリングを行うことを考えて

ございます。ヒアリング項目は①のとおりでございます。

64ページ目は参考でありますので、御参照ください。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からいただいた説明について御質問、御意見ございますでしょうか、発言希望の方はチャットでお知らせください。どうぞよろしく申し上げます。

いかがでしょうか。相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。ミリ波対応端末の件に関してコメントさせていただいたんですけども、先に47ページ、ヒアリング項目案のところですけども、割り当てられている周波数の半分以上がミリ波だということだと、これからミリ波のあれを進めなきゃいけないということは、本当にそうだと思います。それで、ミリ波のメリットをキャリアさんがどう思っているのかということをもうちょっと、これは①、②の中に入るかもしれませんが、具体的にミリ波だとどれくらい早い通信が可能なのか、それから先ほど事務局の中でおっしゃっていたんですけども、逆に早い通信をすると実は電池の減りも早いんじゃないかというような気もするので、ミリ波で通信している際にバッテリーの持ちがどうなるかというようなことについてどういうふうに把握され、それをどういうふうに利用者に周知されているかということについてもお伺いしたいと思いました。

それから、端末値引き上限の話に関して気になったのは、ミリ波対応端末のARPUが高いというのは、主に結局は端末の値段が高いところから来ているんじゃないかというような印象を持ちました。42ページ、43ページを見ても、ミリ波対応端末の値段が高い、高い端末を使っている人は一般的にARPUが高いという傾向がここに出ているんじゃないかというようなことで、これは事務局への、可能ならばということですけども、端末の値段の話とミリ波対応端末というのを分離した形で、このARPU平均値というようなものはじいていただかないと、ミリ波であるから高いということに本当になっているかということで、ちょっと疑問があると思いました。私からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。2点、質問がありましたけれども、ミリ波のメリットの内容をどういう形で、メリット、デメリットですね、どういう形で周知しているかということですが、これは事務局で分かればお話いただいて、なければ事業者に振っていただいていると思いますので、まず事務局からよろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ミリ波を使うことによって通信

速度自体は、そこが使えるエリアに関しては早くなるということだと思いますけれども、メリット、デメリットをキャリアがどのように考えていて、その周知を実際にどういった形で現在行っているかについては、このヒアリングの際にお伺いできればと考えているところでございます。

【新美主査】 ありがとうございます。あと、端末割引の計算方法についても御指摘ありましたが、この点について事務局はどのようにお考えでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。こちら、ARPUが1.32倍というところでございますけれども、こちらは端末価格、あくまでもこのARPUというのは通信料金にかかったARPUでございますので、端末に支払った料金というものは反映されていないようにしておりますので、純粹に、端末とは関係なく、通信料金で1.32倍高く支払っているといったような状況でございます。

【相田主査代理】 というか、必ずしもミリ波対応ではなくても、一般的に高い端末を買う方は月々の利用料金も高いという、そういう相関関係が出ているのではないかという意味です。

【古田料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。その点に関しては、データを持ち合わせておらず、分析ができていないため分からないところではございます。ただ、いずれにしても、繰り返しになりますが、ミリ波対応端末のユーザーに関しては高い通信料金を支払っているといったような状況であります。

【相田主査代理】 もしかすると、今のお話を延長していくと、45ページのカーブ、8万で頭打ちになっているのをもっと右肩上りを続けると、高い端末を使っている人はARPUも高いからそれを続けろというような、何かそういう議論にも聞こえなくもなかったもので、そういう意味で端末価格の高い人と低い人でARPUがどれくらい違うのか、ミリ波である人でどう違うのかというのは分離というんでしょうか、複合要因分析みたいなものでちゃんと明確化していただく必要が、もしかしたらあるのかと思った次第です。以上です。

【新美主査】 非常に重要な点の御指摘だと思います。もう少しクリアカットにして議論したほうがいいだろうということですがけれども、この辺、事務局は分かる範囲で少し、その辺りの情報を集めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。

西村暢史先生、どうぞよろしくお願ひします。

【西村(暢) 構成員】 中央大学の西村でございます。御説明、ありがとうございました。

私からは資料の確認ということで、まずネットワーク利用制限についてさせていただいて、その後、コメントということで指定対象事業者についてさせていただければと思います。

まず、確認でございますが、ネットワーク利用制限のヒアリング項目案というのが26枚目にあるかと思えます。それを先ほど投影していただきました18枚目のネットワーク利用制限の対象端末の4類型、この類型ごとに対応した形で回答を求めるということによろしいのでしょうかというのが、確認でございます。少し併せてコメントもさせていただければと存じます。

ネットワーク利用制限、裁判例というのが21枚目、22枚目に引用されておられます。利用制限措置というものが所有権侵害を構成しない。その一方で22枚目には、割賦販売購入で各社の契約約款での端末所有権の取扱いがあえて分割支払中でも、商品の現実の引渡しで契約者に所有権を移転させているというふうに記載されております。一方で、所有権を有する以上は処分も可能であるということ。他方で利用制限措置が、裁判の話ですと、民法上は契約者に移転した所有権を侵害しないという主張も可能かもしれません。

御説明にもありましたとおり、26枚目、上の四角の中の最初の3行の趣旨が、電気通信事業法上は民法上の裁判例とは異なって利用制限措置への制約の趣旨というふうな説明かと思ったんです。そうしますと、民法上の所有権の議論とは別途という場合、電気通信事業法は民法の例外というんでしょうか、あるいは枠外というんでしょうか、それをどういうふうに説明するのかというのが、きちんとしておいたほうがいいのかというのがコメントでございます。

次に、長くなって恐縮ですけれども、指定対象事業者に関するコメントでございますが、御説明にもありましたとおり、50枚目でしょうか、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の多少という形で、契約者数のみで規制の対象となるかどうかというのを見ているかと思えます。そうなりますと、小売市場での競争というのに焦点を当てている場合、果たして契約者数シェアのみで競争を評価し得るのかどうかという議論が、もしかすると生じるかもしれません。特に、例えば禁止行為規定では営業収益シェア基準、そしてその運用としての基本的考え方というのが公表されているわけでございますが、その中で結構総合的な評価というのをしておりますので、そことの関係性も電気通信事業法上の規制体系として明確化、あるいは説明が求められてくるのかと思った次第でございます。

確認、1点だけ、それだけでございますので、よろしく願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、事務局からお答え、どうぞよろしくお

願います。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ネットワーク利用制限のヒアリング項目でございますけれども、内容ですとか件数の推移とか必要性というものは、4分類ごとに、もしかしたらキャリアによっては認識が変わるのかもしれないので、4分類ごとにそれぞれ理由が異なるのであるならば、それぞれ各社からコメントをもらうことを考えているところでございます。

【新美主査】 西村さん、今のお答えでよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 十分に分かりましたので、大丈夫です。

【新美主査】 それから、今の2番目の所有権侵害になるのかどうか、利用制限の、所有権侵害になるかどうかということですが、この高裁判決はどうもそういう方の焦点がぼけていたことに対する判断だと思えます。所有権そのものは全く侵害されているわけでありませんで、この事案の一番のポイントは前者との契約関係の問題を新たな購入者に対して持ち出すことができるかどうかという、契約の相対効の問題で争えばもう少し議論になってきて、他人の取引上の問題を新たな契約事業申込みに対して持ち出すということは、不当な利用制限になるんじゃないかということで、むしろ通信サービスの問題として議論したらいい問題だったと思えます。その意味で、総務省の出す案というのはその筋で、その線に沿っていくとあり得るといふ御議論かと思っておりました。それは西村さんの御指摘もありますので、さらに詰めておく必要があるだろうと思えます。

それでは、続きまして北さん、御発言よろしく願います。

【北構成員】 野村総研の北でございます。3点、コメントがございます。

まず、端末の下取りの件ですが、ヒアリングの中で、郵送での端末下取りの査定について、そもそも郵送による下取りというのは年にどのくらいあって、その中で利用者の想定と査定結果に齟齬が生じるというような件数がどのくらいあるのか、あるいはキャンセルしたいんだけど、とお客様がお申し出られた件数があれば、ぜひ併せて御提示いただければと思います。

また、端末の下取り絡みで追加要望ですが、端末の購入サポートプログラムについて、1年後、あるいは2年後の想定下取り価格がプログラムの残価設定部分のベースになるわけですが、この想定下取り価格がキャリアによってかなりばらつきがあります。当然、下取り価格を高くすれば残価を高く設定できて、端末をより安く売ることができます。この点について、何か一定の基準を設けるべきか否か、設けるとしたら具体的にどういう手法がよいか、

各キャリアさんから御意見を伺いたいと思っています。

次に、端末の不良在庫特例についてでございます。ちょっと長くなりますが、非常に根深い問題でありまして、日本の携帯業界は1990年代の後半から、キャリアが主に日本のOEMメーカーさんに、最新鋭のキャリアオリジナル端末を半年ごとに開発してもらうかわりに全数を買取するという商習慣が始まりました。2000年代後半になると、某メーカーとの力関係でキャリアが競わせられて、必要以上に買わされるということが続いてきました。つまり、需要を超えて過剰に仕入れました。そのために売れ残った不良在庫端末は安売りすることで一掃することができましたし、型落ち端末の安売りがむしろ目玉商品として他社ユーザーを獲得する上で重要な役割を果たしてきました。

また、キャリアさんが仕入れ過ぎた端末を代理店に対して販売ノルマとして押しつけたということも、代理店評価指標における過度な販売目標につながってきました。ほかの業界では、一般的に商品の仕入れというのは経営上、極めて重要な業務で、精緻な予測に基づいた仕入れを行っています。買い過ぎたとか不良在庫化した、イコールこれは調達ミスということであって、調達担当者の評価が下がるわけです。ちょっと長くなりましたが、端末の不良在庫特例の見直しに当たっては、キャリアさん及び代理店さんにおける仕入れの適正化が前提にあるべきだと思っています。あえて多めに調達して、不良在庫化したので安売りするということができてしまいます。適正化なしに、不良在庫になったから安売りさせろというわけにはいかないと思っております。この件について、ぜひキャリアさんからコメントをいただければと思います。

最後に、ミリ波の件ですが、相田先生がおっしゃったように、高い端末はARPUが高いかもしれない。あるいは端末の平均利用期間も短いかもしれない。この辺はキャリアさんがデータをお持ちだと思いますので、ぜひ、そういうデータを出していただければ、適切な議論ができると思います。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。いずれも、4点に渡ったかと思いますが、重要な御指摘なので、各キャリアさんに質問するのは最後の3つといいますか、4つのうち3つですが、その前にキャンセル数についてデータを集めてくれという要望ですが、これについて事務局はいかがお考えか、お答えいただければと思います。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。こちら、キャリアがこのキャンセルの数を持ち合わせているかというところによるところでございますし、そもそもキャンセルできない運用となっているので、キャリアによっても明確なキャンセルというも

のはなくて、恐らく、苦情の件数を数えるというようになるのだと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは残り3点ですが、各キャリアさんにそれぞれ伺いたいと思いますが、まずは残価を高く設定できるようにすると端末が安上がりになるんじゃないかということで、残価の扱いについて各キャリアさんがどういうふうを考えているのかということを知りたいということでしたので、これは今日、キャリアさん、みんないらっしゃると思うので、用意していない可能性もありますけれども、可能な限りでお答えいただけたらと思います。

【北構成員】 北ですが、今聞くという話ですか。

【新美主査】 じゃあ、それをアンケートなり何なりで聞くということで、今度のキャリアさんの。

【北構成員】 そうです。

【新美主査】 ヒアリング項目としてですね。

【北構成員】 はい。

【新美主査】 この3つについてもヒアリング項目の中に入れてくださいということですね、分かりました。了解しました。早とちりしました。じゃあ、そのように事務局、質問事項で加えるようにしていただきたいと思います。

それでは、続きまして関口さん、どうぞ御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。ネットワーク利用制限に関しまして、まだ赤ロムの下取り価格については実態が明らかにされていないと思いますので、RMJさんに対するお願いだと思うんですが、どの程度赤ロムが価格に反映されているかの実態を御報告いただきたいと思っています。前回、口頭で御質問申し上げて、御回答いただいたんですけども、御回答からはまちまちという状況が見てとれて、赤ロムを価格に反映している事業者さんとあまりされていない事業者さんとの混在状態だと理解したんですが、この実態をもう少し明らかにしていただくほうがよろしいかと思っています。

ネットワーク利用制限は、事務局資料の24ページのあたりにもありますように、SIMロックが効いていた時代には効果のある施策だったというのは明らかですけれども、SIMロック解除がこのように当たり前になってきたタイミングでいうと、他事業者のネットワークは普通に使えるということで、SIMロックが当たり前だった時代とは大分効果が変わってきたということは十分理解できていますが、赤ロムというのはそれなりに市場が健全に機能していれば、価格に反映されていることによって中古端末を購入したユーザー

は赤ロムであるということを確認できているはずなんです。

市場のシグナルが効いていない、つまり価格に反映されていない状況がより問題を複雑にしているような気もしております、価格に赤ロムが適切に反映されている状況というのがまずは実現されるべきことだと思っていて、ネットワーク利用制限をどのように扱うかということは、その上で議論すれば良いと思っています。ぜひ、この価格に反映されているか否かの現状について、データをお出しいただければ幸いです。お願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。御要望ということで、その辺を見てみたいと思います。

佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。よろしいですか。

【新美主査】 はい、お願いします。

【佐藤構成員】 すみません。48ページから60ページで示された、電気通信事業法の27条の3に関する考え方になります。50ページにMVNOに関する議論が示されていますが、考え方は、私としてはMVNOに対して規制解除というか規律の適用除外を考えたときと一緒に思っています。すなわち、シェアが小さい、利益率が低くて原資が大きい、そうであれば、端末を大幅に値引きすることは極めて難しい。あるいは通信料金を下げるにしても、長期的にコストを下回るような、略奪的な料金設定はできない。そういうことなので、今回の規律の適用除外として、料金設定に関して自由度を高めるということは、理解できるということです。48ページを見ると、(2)で競争を一層促進するための実効性の高い対策としてこういう提案があったと思いますので、競争政策として、私はこの提案に関しては理解できるということです。

あとは、例えばしきい値について、パーセントでつくるとしたらどうするか、例えば8%がいいのか10%がいいのか、そういうことの議論とか、あるいはMVNOとMNOで同じ数字を設定することが良いのかどうかについては、議論の余地があると思っています。ただし、今回のこの議論は、MNOに対して規律の適用除外の議論になりますけれども、楽天を対象とする規律の適用除外ではなくて、あり得ないですけれども、ドコモでもKDDIでも、将来シェアが下がれば同じように適用除外となって、よりチャレンジャーとして自由度の高い料金設定を実施していくということが可能になるようにということなので、特定の企業に対する適用除外ではないと思っています。

また、こういった適用除外のルールをつくるのであれば、ここで対象となる事業者の行動について、今でいえばMVNOもそうですけれども、27条の3の趣旨に適用した行動をとっているかどうか、端末の大幅割引をしていないかどうかは注視していく必要があると考えます。もちろん、MNOについても、大幅な割引をする等で27条の3の趣旨に合わない行為がなされているかどうか、今後共、きちんと総務省として見ていく必要があると思っています。

あと追加のコメントですが、北構成員の話聞いて、私も端末の流通について何か課題があるのではないかと思うので、ヒアリング等でその辺、理解を深められたらいいと思います。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。非常に、27条の3の関係で注意すべき点、御指摘いただきました。これについては事務局でさらに整理して、皆様の議論の材料を作成していただきたいと思います。

ほかに発言御希望の方、いらっしゃいましたらどうぞ、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。

私、先ほどの関口さんの御発言について関連して申し上げますと、赤ロムについて価格に反映できるんじゃないか、その辺を調べたらどうかということですが、実態論としては全くそのとおりですが、民放の取引法でいきますと、あるものの契約関係を他者に主張するためには公の公的な公示システムがなければいけない。例えば自動車であれば登録、不動産であれば登記というものがあって初めて、前者との契約関係を新規の所有者に対抗できるというシステムがありますので、そのようなシステムが携帯端末に構築できるかどうかというのが、制度論としては大きな問題になるかと思っておりますので、その辺も併せて今後、議論の材料にしていけたらと思います。

それでは長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。ヒアリングは先生方のいろいろな御意見も加えていただいた形で実施していただくことには賛成をいたします。ネットワーク制限のところは、今、新美先生がおっしゃったようなそういう仕組みができて、万が一ですけれども何か改善ができるのかも分かりませんが、中古端末を購入した方がそのとき突然使えなくなるという状況は非常に、幾らリスクがあることが分かっていたとしても、前の利用者の瑕疵のためにそれが使えなくなるというのは大きな問題があると思いますし、またネットワーク制限をかけたところで中古端末のそういう事例においては、元の所有者には何の

影響もないということになってしまいますので、そこはぜひきちんと考え方を整理して、また新たな対応でもし分割払いのものが決済できないんだとしたら、それはそれで別の対応をしていただければいいのかなと思っています。

あと、ミリ波のところですが、現在、全国どこでもミリ波が使えますという状況ではないと思っていますので、その辺も含めて、今有効利用評価などの対象にもなっているのだと思いますので、どの程度きちんと全国で使えているのかということを示していただいた上で、この端末の補助を高くするかということもきちんと議論していただけないんじゃないかと思っています。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今後の議論の方向を御指摘いただいたということで、受け止めさせていただきます。

では、続きまして大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今の長田構成員の前半の御意見には非常に共感しているところでございます。

それから、ネットワーク利用制限そのものについての問題点については、事務局で整理していただいたとおりですが、ネットワーク利用制限そのものを禁止するというのも一つのアプローチではありますが、ネットワーク利用制限の対象となっているかどうかという正確な情報が得られずに、後日分かってしまったときに、次の利用者が迷惑を被るという状況になっているんですが、そもそも、ネットワーク利用制限の対象であるかどうか曖昧な状態のものを販売するということができる状態というのは何とか見直せないものでしょうか。今、ネットワーク利用制限対象かどうかということについて丸・三角・バツで表示されており、次の利用者が困るケースは、三角表示の場合がメインとのことですが、丸のケースでも後日判明したために不正利用などが分かって使えなくなるというケースもあるということですので、大丈夫な端末だけを販売するということがどうしてもできないのかといった理由についても確認ができればと思っております。

今回、MNOさんに御意見を聞くところでは十分じゃないところがあると思いますので、RMJさんにも改めてその辺り、詳しい補足説明をいただく機会をいただければと思っております。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ネットワーク利用制限についての今後の仕組みについて、少し考えたいということだと思います。

ほかに御発言を御希望の方、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

それでは、時間もほぼ予定していた時間に近くなりますので、この辺りで意見交換を終了したいと存じます。本日いただいた御意見を踏まえまして、次回以降、関係者ヒアリングを実施してまいりたいと思います。

本日の議事は以上にさせていただきます。

それでは、最後に事務局から連絡事項等がございましたら、お伝えいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。次回の会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。失礼をいたします。

以上